

○ 資料 2 の整理案について、本実務検討会の構成員からの意見及びその回答は以下のとおり。

意見	回答
歳入管理の調定・納付書発行業務と、歳計外現金の調定・納付書発行業務は、全く別の機能・業務で構成されている。科目の階層・番号の構成や納付書管理番号などの管理項目も歳入管理とは異なる。 上記によりパッケージエンハンス範囲や自治体様への適用作業等が増大する。 ① 地方公共団体は2025年度当初予算に向けて見積を提出済みであるため、上記の前提によるスコープ変更で見積の再提出が必要。そのため、歳計外現金への対応は令和8年度9月以降に対応することもよとしていただきたい。 ② 基金についても、対応方針や方針決定予定時期を明確に記載していただきたい。なお今後、基金が収納対象に含まれる場合には、令和8年9月以降に対応することもよとしていただきたい。	全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付が可能となることを目指すとされた公金以外の公金については、必ずしも令和8年9月までの対応をお願いするものではありません。 なお、基金については、それぞれの基金の設置の態様により扱いが異なるため、一概に対応方針をお示しすることは困難ですが、地方公共団体からのご意見も聞きながら対応を検討してまいります。
金融機関では地方税統一QRコードを読み取ることで効率的に公金を収納できることから、eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲を拡大することについて、全面的に賛成。 その上で、以下の3点について、要望させていただきたい。 ① 地方団体が取り扱う公金において、eLTAXを活用した収納の対象となる公金かどうか、また運用上、納付書に地方税統一QRコードを印字可能な公金どうか等を確認できる一覧表を作成いただきたい。（可能であれば、地方団体が取り扱う公金全体に占める、eLTAXを活用した収納の対象となる公金、運用上、地方税統一QRコードを印字可能な公金の割合などもご提示いただきたい） ② 地方団体が取り扱う公金において、eLTAXを活用した収納の対象外となる公金があれば、早い段階でお知らせいただきたい。 ③ 地方団体がeLTAXを活用した収納の対象外となる公金の納付書に地方税統一QRコードを誤って印字し、納付者に交付したものを金融機関が収納した場合であっても、当該収納金については、eLTAXを活用した収納の対象となる公金と同様に、地方税共同機構から地方団体に直接交付することを許可いただきたい。	いただいたご意見につきましては、地方公共団体をはじめとする関係機関の意見も聞きながら、その可否含め検討してまいります。
eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲を拡大する今回の整理案は非常にありがたいと考える。今回のように地方公共団体からQR納付を可能とする対象を拡大するような要望を引き続きあげていただきたい。	引き続き、地方公共団体をはじめとする関係機関の意見を聞きながら検討してまいります。